

関する競技水準の向上及びスポーツの普及に重要な役割を果たしていることにかんがみ、その活用について適切な配慮をするよう努めなければならない。

(科学的研究の促進)

第17条 国は、医学、生理学、心理学、力学その他の諸科学を総合して、スポーツに関する実際の、基礎的研究を促進するよう努めるものとする。

第3章 スポーツ振興審議会等及び体育指導委員

(スポーツ振興審議会等)

第18条 都道府県に、スポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

2 市町村に、スポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

3 前2項の審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ振興審議会等」という。）は、第4条第4項に規定するもののほか、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村教育委員会に建議する。

4 スポーツ振興審議会等の委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、教育委員会が任命する。この場合において、都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会はその長の意見を聴かなければならない。

5 第1項から前項までに定めるもののほか、スポーツ振興審議会等の委員の定数、任期その他スポーツ振興審議会等に関し必要な事項については、条例で定める。

(体育指導委員)

第19条 市町村の教育委員会は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解をもち、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする。

2 体育指導委員は、教育委員会規則の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行なうものとする。

3 体育指導委員は、非常勤とする。

第4章 国の補助等

(国の補助)

第20条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる経費について、その一部を補助する。この場合において、国の補助する割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

- 一 地方公共団体が設置する学校の水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設の整備に要する経費 3分の1
- 二 地方公共団体の設置する一般の利用に供するための体育館、水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設の整備に要する経費 3分の1
- 三 都道府県が行うスポーツの指導者の養成及びその資質の向上のための講習に要する経費 2分の1
- 四 都道府県の教育委員会の推薦に基づいて文部科学大臣が指定する市町村が行う青少年スポーツの振興のための事業に要する経費 2分の1

2 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民体育大会の運営に要する経費であってその開催地の都道府県において要するもの
- 二 その他スポーツの振興のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

3 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法第11条から第13条までの規定の適用があるものとする。

4 国は、スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体であって当該事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(他の法律との関係)

第21条 前条第1項から第3項までの規定は、他の法律の規定に基づき国が負担し、又は助成する経費については、適用しない。

(地方公共団体の補助)

第22条 地方公共団体は、スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的